

改正案	現行
<p>（個人信用情報に含まれる事項）</p> <p>第三十条の十三 法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）<u>第六条第一項第二号に規定する旅券等、在留カード、特別永住者証明書又は同令第七条第一号ハに掲げる書類のうち、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証若しくは私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認をいう。）を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号</u></p>	<p>（個人信用情報に含まれる事項）</p> <p>第三十条の十三 法第四十一条の三十五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、個人顧客に係る次に掲げるものとする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 加入貸金業者が、本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）<u>第五条第一項第二号に規定する旅券等、同令第六条第一号ハに掲げる書類、在留カード又は特別永住者証明書をいう。以下この項において同じ。）の提示を受ける方法により本人確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項第一号に規定する本人特定事項の確認をいう。）を行った場合には、当該本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる記号番号</u></p>

2 八  
(略) (略)

2 八  
(略) (略)

二 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改正案	現行
<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二條第二項（同法第二百三十三條第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十七條第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六條第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> <p>イ ホ （略）</p>	<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二條第二項（同法第二百三十三條第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十七條第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十五條第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> <p>イ ホ （略）</p>

へ 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定

二 (略)

(犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)

第二条 金融商品取引法第二百十四条(犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十一条において準用する場合を含む。)の規定により委員会の職員(金融商品取引法第二百二十四条第二項(犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十一条において準用する場合を含む。))の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。)が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。

へ 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十五条第一項の規定

二 (略)

(犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)

第二条 金融商品取引法第二百十四条(犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十条において準用する場合を含む。)の規定により委員会の職員(金融商品取引法第二百二十四条第二項(犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十条において準用する場合を含む。))の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。)が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。

三 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十九條第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六條第二項（同條第一項の規定による検査のうち同法第二條第二項第四十五号に掲げる特定事業者に対する検査を除く。）</p> <p>二十二～三十九（略）</p> <p>2 金融商品取引法第九十條第一項、公認会計士法（昭和二十三年</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七條の三十第一項、第二十七條の三十五、第八十五條の五並びに第八十七條第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四條の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十九條第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十一條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一～二十（略）</p> <p>二十一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十五條第二項（同條第一項の規定による検査のうち同法第二條第二項第四十五号に掲げる特定事業者に対する検査を除く。）</p> <p>二十二～三十九（略）</p> <p>2 金融商品取引法第九十條第一項、公認会計士法（昭和二十三年</p>

法律第百三十三号) 第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項(同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。)  
並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第二項の規定により、金融商品取引法第二十六条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)  
及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五の規定による検査(同法第九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)、公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査(同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。)  
並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項の規定による検査(同法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。)  
の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

3・4 (略)

法律第百三十三号) 第四十六条の十二第二項及び第四十九条の三第三項(同法第四十九条の三の二第三項において準用する場合を含む。)  
並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十五条第二項の規定により、金融商品取引法第二十六条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)  
及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五の規定による検査(同法第九十四条の七第三項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。)、公認会計士法第四十六条の十二第一項、第四十九条の三第二項及び第四十九条の三の二第二項の規定による検査(同法第四十九条の四第二項及び第三項の規定により公認会計士・監査審査会に委任されたものを除く。)  
並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第十五条第一項の規定による検査(同法第二条第二項第四十五号に掲げる特定事業者に対する検査に限る。)  
の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証票は、別紙様式二による。

3・4 (略)